

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和2年度登記情報提供業務
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 村山一弥 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎7階
契約締結日	令和2年4月1日
契約の相手方の氏名及び住所	一般財団法人民事法務協会 東京都千代田区内神田1-13-7
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥438,000-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥438,000-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	年間予定額 438,000円(単価契約)

随意契約理由書

- 1 業 務 名：令和2年度登記情報提供業務
- 2 履 行 場 所：九州地方整備局
- 3 随意契約の相手方：名称 一般財団法人 民事法務協会
住所 東京都千代田区内神田1-13-7四国ビル7階
- 4 随意契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第3項
- 5 当該業務の目的、内容、随意契約に付する理由

1) 当該業務の目的

本業務は、九州地方整備局の所掌する国の直轄事業のために必要な土地等の取得等に伴う登記情報の取得（把握）にあたり、インターネットによる「登記情報提供サービス（一般財団法人民事法務協会）」を利用することで、用地取得業務の合理的かつ効率的な遂行を図ることを目的とする。

2) 当該業務の内容

本業務は、九州地方整備局の所掌する国の直轄事業のために必要な土地等の取得等に伴う登記情報の取得（把握）にあたり、提供を受ける登記情報（不動産登記情報の全部事項、所有者事項、地図、図面）、商業・法人登記情報（全部事項）及び動産譲渡・債権譲渡の登記情報の提供を受けるものである。

3) 随意契約に付する理由

- (1) 本業務の実施にあたっては、「電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年12月22日法律第226号）」に基づき、法務大臣より指定を受けた法人でなくてはならない。
- (2) また、本業務は、インターネットを利用して登記情報の提供を受ける業務であり、業務効率を向上させることができる。
- (3) 一般財団法人民事法務協会は、平成12年6月1日に法務大臣より指定を受けた唯一の法人であり、登記情報提供業務を的確かつ円滑に行う能力を有する。
- (4) 以上のことから、一般財団法人民事法務協会が唯一の契約相手方であると判断できる。
このため、本業務は、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項により、一般財団法人民事法務協会と随意契約を締結するものである。

随意契約理由作成者：用地企画課長